戦後教育資料
IV 18
4-4
24

新聞發表　　昭和21年6月21日　午前十時

教職員不適格審査に於ける職業軍人の範囲に就て

五月七日附省令第一号別表第二の一に謂ふ職業軍人とは陸海軍現役将校及特別志願予備役将校の他左の者を含むものとする。

一、陸軍関係

陸軍補充令の正規の任用規程により現役下士官に任用せられたもの

イ、兵より志願により下士官候補者となり現役下士官に任ぜられたる者

ロ、特定の軍学校を卒業し下士官候補者を経て現役下士官に任ぜられたる者

特定の軍学校とは例へば陸軍少年戦車兵学校、陸軍野砲兵学校等を云ふ。

二、海軍関係

志願に依り現役の下士官となつた者

イ、特定の軍学校を卒業し現役下士官となつたもの

ロ、志願に依り現役の下士官となつたもの

イ及ロに謂ふ者には、本人の志願によらない服役延期の現役下士官または除外する。

尚、兵に関しては未だ明かにしてはいないが、所謂志願兵も「職業軍人」とはならない。

しかし軍属については勤務一年未満の補助軍属及び終戦後の離職軍属は職業軍人とはならない。

（六月十九日司令部ト連絡済）

山崎 268

IV-18